

三重大学関係病院長会議看護部会設置要項

(平成 28 年 3 月 29 日制定)

(設 置)

第 1 条 三重大学関係病院長会議会則第 7 条の規定に基づき、三重大学関係病院長会議に看護部会を置く。

(目 的)

第 2 条 看護部会は、関係病院相互における看護業務に関する情報交換や職員の資質向上並びに相互の連携、協力を図り、地域医療の発展及び病院管理運営の向上に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 看護部会は、関係病院の看護部門の長にある者をもって組織する。
2 看護部会には、必要に応じ他の職員を出席させることができる。

(会 議)

第 4 条 看護部会においては、次に掲げる業務を行う。
(1) 看護職の人事交流に関すること。
(2) 看護職の資質向上のための研修会や講演会の企画に関すること。
(3) その他、看護部会で検討が必要とされること。

(部会長)

第 5 条 看護部会に、部会長を置く。
2 部会長は、三重大学医学部附属病院看護部長をもって充てる。

(庶 務)

第 6 条 看護部会に関する庶務は、三重大学医学部附属病院看護部において処理する。

(開 催)

第 7 条 看護部会は、年 1 回部会長が招集する。
2 その他、必要に応じ部会長が招集する。

附 則

この要項は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。